

京都市はり紙等違反広告物除却活動員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市はり紙等違反広告物除却活動員（以下「活動員」という。）制度を創設し、市民と京都市が一体となって違反広告物の除却に取り組むことにより良好な景観の形成及び風致の維持を図ることを目的とする。

(活動員の要件等)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者を活動員として認定し、第4条で規定する委任事務の行使を委嘱することができる。

- (1) 京都市内に居住又は通学若しくは通勤する18歳以上の者
- (2) 第3条第4項の名簿に登載された者
- (3) 本市主催の講習会の受講等により、除却活動に必要な知識を習得した者

2 市長は、活動員として適切でないと認める特別の事情があるときは、その活動員の委任を取り消すことができる。

3 活動員は、第3条第1項で定める京都市はり紙等違反広告物除却推進団体（以下「推進団体」という。）が認定期間を満了したとき、その認定を取り消されたとき又は廃止届を提出したときは、その身分を失う。

(活動団体の認定等)

第3条 市長は、道路上の物件に掲出された特定の違反広告物を定期的に除却する等、自主的な協力を申し出た団体を推進団体に認定することができる。認定された団体を「京・輝き隊」と呼ぶ。

2 推進団体は3名以上の活動員で構成されるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

3 推進団体の除却活動地域は、京都市内とする。

4 推進団体としての認定を受けようとする団体は、「京・輝き隊」認定申請書（以下「申請書」という。第1号様式）及び「京・輝き隊」構成員名簿（以下「名簿」という。第2号様式）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、推進団体を認定したときは、認定証を代表者に交付する。

6 推進団体の認定の有効期間は、認定の日から、認定日を起算日として1年を超えた日以降に到来する最初の3月31日までとする。

7 推進団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに申請書を市長に提出するものとする。

8 第4項及び第5号の規定は、認定の更新に準用する。

9 推進団体が申請書及び名簿の内容を変更するときは、「変更届」（第3号様式）を市長に提出するものとする。

10 推進団体が解散若しくはその活動を中止するときは、「廃止届」（第4号様式）を市長に

提出するものとする。

11 市長は、推進団体が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 推進団体から申出があったとき
- (2) 活動員が3名未満になったとき
- (3) 推進団体として適切でないとする特別の事情があるとき

(権限の委任等)

第4条 市長は、屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき、道路上に設置された次のいずれかに該当する物件（以下「広告物表示禁止物件」という。）に表示されたはり紙、はり札等、広告旗及び立て看板等の除却の権限を活動員に委任する。

- (1) 電柱、電話柱及び変圧器
- (2) 電話ボックス（外側に限る。）及び郵便ポスト
- (3) 橋（歩道橋を含む。）
- (4) 街路樹、街灯、ガードレール及び道路上の柵
- (5) アーケードの支柱
- (6) 信号機及び道路標識（これらの支柱を含む。）
- (7) 公衆便所（外側に限る。）

2 前項の規定により委任される除却の対象となるはり札等、広告旗及び立て看板等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 管理されずに放置されていることが明らかなもの
- (2) はり札等及び広告旗にあっては、容易に取り外すことができる状態で広告物表示禁止物件に取り付けられているもの
- (3) 立て看板等にあっては、容易に移動させることができる状態で広告物表示禁止物件に立て掛けられているもの

(活動員の処遇)

第5条 活動員は、無報酬とする。

2 市長は、第2条第1項の規定により活動員に認定された者に対し、身分証明書（第5号様式）及び腕章（第6号様式）を交付する。

3 市長は、はり紙等違反広告物の除却活動に要する用具等を貸与する。

4 ボランティア保険への加入を希望する活動員は、ボランティア保険に加入し、市長がその費用負担を行う。

5 活動員は、第2条第2項及び第3項の規定によりその身分を失ったときは、第2項に規定する身分証明書及び腕章を市長に返却しなければならない。

(活動員の義務等)

第6条 活動員は、第4条に規定する権限を行使するときは、次の定めによらなければならない。

- (1) 除却活動は、活動員3名以上で行うこと。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (2) 身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。
- (3) 関係法令及びこの要綱に従うとともに、市長の指示に従うこと。
- (4) 除却活動を実施する活動員は、事前にはり紙等違反広告物除却計画連絡書（第7号様式）を市長に提出すること。
- (5) 活動員は除却活動において、はり札等、広告旗及び立て看板等を除却したときは、これを廃棄せず、京都市が回収するまで保管すること。
- (6) 除却活動を行った活動員は、除却活動完了後速やかにはり紙等違反広告物除却報告書（第8号様式）を市長に提出すること。
- (7) 活動員は、この要綱に基づく活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。活動員の身分を失った後も、又、同様とする。

附 則

この要綱は、平成17年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。